

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（本則関係）	．．．．．	1
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（附則第二項関係）	．．．．．	15
○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（附則第三項関係）	．．．．．	16

改 正 案	現 行
（地方協力局の所掌事務） 第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二 （略） 十三 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十七条において同じ。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。 十四～十六 （略） 十七 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十八条第十号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。 十八～二十三 （略） （整備計画局に置く課等） 第二十六条 整備計画局に、次の四課並びに建設制度官一人及び提供施設計画官一人を置く。 防衛計画課	（地方協力局の所掌事務） 第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二 （略） 十三 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十八条において同じ。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。 十四～十六 （略） 十七 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十七条第七号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。 十八～二十三 （略） （整備計画局に置く課等） 第二十六条 整備計画局に、次の三課並びに建設制度官一人、施設整備官一人及び提供施設計画官一人を置く。 防衛計画課

サイバー整備課

施設計画課

施設整備課

(施設計画課の所掌事務)

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(施設整備課の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

- 三 建設工事の計画の承認に関すること(施設整備課及び提供施設計画官の所掌に属するものを除く)。

(削る)

(施設整備課の所掌事務)

第三十条 施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)

(建設制度官の職務)

サイバー整備課

施設計画課

(新設)

(施設計画課の所掌事務)

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(施設整備官の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

- 三 建設工事の計画の承認に関すること(施設整備官及び提供施設計画官の所掌に属するものを除く)。

(建設制度官の職務)

第三十条 建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること(施設整備官の所掌に属するものを除く)。
- 三 建設工事の実施に関する制度に関すること。

(施設整備官の職務)

第三十一条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)

第三十一条 建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること（施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三 建設工事の実施に関する制度に関すること。

（地方協力局に置く課等）

第四十条 地方協力局に、次の七課及び参事官一人を置く。

総務課

地域社会協力総括課

地方協力課

（削る）

沖縄協力課

環境政策課

在日米軍協力課

労務管理課

（総務課の所掌事務）

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

（削る）

四 六 （略）

（地域社会協力総括課の所掌事務）

（新設）

（地方協力局に置く課）

第四十条 地方協力局に、次の八課を置く。

総務課

地域社会協力総括課

東日本協力課

西日本協力課

沖縄協力課

環境政策課

在日米軍協力課

労務管理課

（総務課の所掌事務）

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 防衛施設周辺環境整備法第九条第一項の規定による指定に関すること。

五 七 （略）

（地域社会協力総括課の所掌事務）

第四十二条 地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地域社会の理解及び協力の確保に關すること（地方協力課及び沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 防衛施設周辺環境整備法第三条から第五条まで、第八条及び第九条の規定による措置に關すること。

四 (略)

五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に關し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に關すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

六 (略)

（地方協力課の所掌事務）

第四十三条 地方協力課は、次に掲げる事務（沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に

第四十二条 地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地域社会の理解及び協力の確保に關すること（東日本協力課、西日本協力課及び沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 防衛施設周辺環境整備法第三条から第五条まで、第八条及び第九条第二項の規定による措置に關すること。

四 (略)

五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に關し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に關すること（総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

六 (略)

（東日本協力課の所掌事務）

第四十三条 東日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について東日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の

関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務の総括に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための東日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で、東日本の地域に係るものの総括に関すること。

2

前項に規定する東日本の地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

3

防衛大臣は、第一項に規定する東日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

(西日本協力課の所掌事務)

第四十四条 西日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について西日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための西日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する

第四十四条 (略)

(環境政策課の所掌事務)

第四十五条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

事務で西日本の地域に係るものの総括に関すること。

2 前項に規定する西日本の地域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

3 防衛大臣は、第一項に規定する西日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

第四十五条 (略)

(環境政策課の所掌事務)

第四十六条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 自衛隊の施設の取得に関すること(整備計画局、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属するものを除く。)

四 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること(整備計画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属するものを除く。)

五 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)

六 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置

(削る)

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十六条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、三 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

四、七 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関するものを除く。) に関すること。

七 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、三 (略)

四 自衛隊法第二百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

五 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

六 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

七 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

八、十一 (略)

十二 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

十三 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること (地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)

十四 駐留軍が港、飛行場及び道路 (駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。) を使用した場合における損失の

八 (略)

(削る)

九 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に關すること。

十 (略)

第四十七条 (略)

(参事官の職務)

第四十八条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得に關すること（整備計画局及び地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に關すること（整備計画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに關連する措置に關すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置（防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に關することを除く。）に關すること。

補償に關すること。

十五 (略)

十六 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に關すること。

十七 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に關すること。

十八 (略)

第四十八条 (略)

(新設)

五 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

六 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

七 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

八 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

九 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

十二 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十三 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

1・2 附則
(略)

1・2 附則
(略)

期 間 事 務	(地方協力局の所掌事務の特例) 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第十一項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。 4 8 (略) (削る) 9 (地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例) 地方協力局地域社会協力総括課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
期 間 事 務	(地方協力局の所掌事務の特例) 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第十三項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。 4 8 (略) 9 (地方協力局総務課の所掌事務の特例) 地方協力局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 10 (地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例) 地方協力局地域社会協力総括課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

令和九年三月三十一日までの間	駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。			
再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。	再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。	再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。	(略)	令和十四年三月三十一日までの間
(略)	(略)			

（地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例）

(新設)	(新設)			
令和十四年三月三十一日までの間	(略)			
(略)	(略)			

（地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例）

10 地方協力局沖縄協力課は、第四十四条各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

(削る)

11 地方協力局沖縄協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

(地方協力局環境政策課の所掌事務の特例)

12 地方協力局環境政策課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
令和十四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関する事 (地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関する事 同条の規定による特定跡地給付金の支給に関する事。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による	

期 間 令和十四年三月二十一日までの間	事 務 駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること （地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）
11 （地方協力局在日米軍協力課の所掌事務の特例） 地方協力局在日米軍協力課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。	
12 （地方協力局労務管理課の所掌事務の特例） 地方協力局労務管理課は、第四十七条に規定する事務のほか、令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	
13 （地方協力局参事官の職務の特例） 第四十条の参事官は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条の規定が効力を有する間	
13 （地方協力局在日米軍協力課の所掌事務の特例） 地方協力局在日米軍協力課は、第四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。	
14 （地方協力局労務管理課の所掌事務の特例） 地方協力局労務管理課は、第四十八条に規定する事務のほか、令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	
（新設）	

14

(略)

駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百四条の規定が効力を有する間

駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。

同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

15

(略)

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 三 （略） （削る） 四 二十九 （略）	（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 三 （略） 四 施設整備官 五 三十 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第三（第八条の三関係）			別表第三（第八条の三関係）		
組織の区分	官 職	種 別	組織の区分	官 職	種 別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 参事官 課長 訟務管理官 建設制度官 （削る） 提供施設計画官 服務管理官 衛生官	一種	本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 参事官 課長 訟務管理官 建設制度官 施設整備官 提供施設計画官 服務管理官 衛生官	一種

備考	(略)
(略)	
	(略)
	(略)

備考	(略)
(略)	
	(略)
	(略)